

# 「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」を策定しました

東久留米市第2次男女平等推進プランは、平成12年に制定された東久留米市男女共同参画都市宣言に基づき、地域社会の課題解決や子育て・介護などを、すべての方が性別や役割分担意識にとらわれないこと、平等に責任を担い、行動し、活躍することができ、社会をつくるために策定された目標と、その実現に向けた市の取り組みの方向性を定めています。

また、計画期間を23（2011）年度～28（2016）年度の6年間とし、社会情勢の変化による新たな課題への対応を整理し、市の現状に即した具体的な取り組みを明記しています。



「数値目標」「社会全体において男女が平等である」と感じている人の割合（市アンケート結果より）Ⅱ現状（2010年）10・2割、目標（2016年）50・0割

②男女が共にいきいきと働くための環境整備  
男女共同参画社会の実現に向けての課題としては、女性

## 6月1日は「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」として、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。また、毎年、全

【日時】6月1日（水）午後1時～4時  
【会場】市役所1階屋内ひろば  
【担当者】人権擁護委員 当日直接会場へ。  
詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

【日時】6月1日（水）午後1時～4時  
【会場】市役所1階屋内ひろば  
【担当者】人権擁護委員 当日直接会場へ。  
詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

## 地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、市内在住の高齢者の皆さんが地域でいつまでも元気で暮らしているよう、市が委託している相談機関です。「介護の相談」から「老化予防」まで、保健福祉の専門職が高齢者のさまざまな相談をお受けしています。

●東部地域包括支援センター  
Ⅱ大門町2ノ10ノ5、東部地域センター内、☎473・9996  
担当地区Ⅱ上の原、金山町、神宝町、水川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町  
●中部地域包括支援センター  
Ⅱ幸町1ノ19ノ5、幸町一丁目アパート5号棟1階、幸町デイサービスセンター内、☎470・8186  
担当地区Ⅱ本町、幸町、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢一ノ三丁目  
●西部地域包括支援センター  
Ⅱ下里4ノ2ノ50 特別養護老人ホーム「げんちの里」内

「高齢者あんしん生活調査」を実施します  
市では、高齢者の皆さんが安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターに委託して、75歳以上の「一人暮らし」および「高齢者のみ世帯」の方たちを直接訪問し、聞き取りを行う「高齢者あんしん生活調査」を、今年も一部の地域で実施します。

## 「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました

配偶者からの暴力は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力など、その対象となった人の心身を傷つける犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女共同参画社会を実現する上での

総合的に施策を実施していくために、「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。  
同計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえ、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示すものです。また、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」における目標3「男女の互いの人権の尊重と健康支援に対応しています。詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。」



「数値目標」庁内の女性管理職の割合（課長職以上・係長職）課長職以上Ⅱ現状（2010年）6・3割、目標（2016年）25・0割  
Ⅱ現状（2010年）24・0割、目標（2016年）40・0割  
③市役所内部での女性参画の推進  
男女共同参画推進のための施策は多岐にわたります。そのため、市が行うさまざまな意思決定の場において、意見の多様性を持たせるためにも、女性の管理職登用を進め、男女共同参画を推進していきま

目標2Ⅱ男女共同参画に関する関係法令、条約・国際文書などの周知  
目標3Ⅱ男女の互いの人権の尊重と健康支援  
●基本目標2  
社会と仕事とが調和し、男女が共に能力を発揮できる活力ある社会の実現  
目標4Ⅱ男女が共にいきいきと働くための環境整備  
目標5Ⅱ男女が共に担う子育てと介護への支援  
目標6Ⅱ市内事業所と一体となった計画の推進  
詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場	
法律相談	1日・8日 15日・22日	いずれも水曜日午前10時から	5月26日(木) 6月9日(木)	市役所2階相談室 午前8時半まで電話で生活文化課 ☎470・7777 (代)	
登記相談	1日(水)	午後1時から	5月27日(金)		
表示登記相談	1日(水)	午後1時から	5月27日(金)		
税務相談	8日(水)	午後1時から	6月3日(金)		
人権身の上相談	15日(水)	午後1時から	6月10日(金)		
不動産相談	15日(水)	午後1時から	6月10日(金)		
交通事故相談	22日(水)	午後1時から	6月16日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続相談	8日(水)	午前10時から	6月2日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	22日(水)	午前10時から	6月16日(木)		
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577		東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	6日・13日 20日・27日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	5月16日(月) 6月6日(月)	午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	3日(金)	午前9時半～午後零時半	5月20日(金)		
耐震相談	8日(水)	午後2時～5時	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば	
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時 ※電話相談も可	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)		
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736		

6月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	10日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	9日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	赤ちゃん訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
------	--------	-----------------------------	---------	-----

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。  
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 や ヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。